

堺市財産規則の一部を改正する規則

堺市財産規則（昭和39年規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表中「ガス管その他これら」を「ガス管その他これ」に、「120」を「130」に改める。

別表第2中「面積」を「設置面積」に、「超えるの」を「超える」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 この表において「設置面積」とは、自動販売機本体の設置部分の水平投影面積をいう。
- 2 使用料の算定の基礎となる面積、長さ等について、小数点第3位以下の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

別表第3中「370」を「390」に、「3,700」を「3,900」に改める。

別表第5中表の部分を次のように改める。

（次のよう 別記）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の別表第1から別表第3まで及び別表第5の規定は、施行日以後の使用期間に係る使用料について適用し、施行日前の使用期間に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に使用が始まり、施行日以後も引き続き使用している物件で、その使用期間が1年以内のものに係る使用料については、なお従前の例による。

種類		使用料（1日当たり）	
		屋外	屋内
堺区の区域内の物件	使用面積が20平方メートル以下のもの	1,700円	2,300円
	使用面積が20平方メートルを超えるもの	1,700円に使用面積20平方メートルを超える部分について10平方メートルまでごとに850円を加算した額	2,300円に使用面積20平方メートルを超える部分について10平方メートルまでごとに1,150円を加算した額
中区又は南区の区域内の物件	使用面積が20平方メートル以下のもの	1,000円	1,000円
	使用面積が20平方メートルを超えるもの	1,000円に使用面積20平方メートルを超える部分について10平方メートルまでごとに500円を加算した額	1,000円に使用面積20平方メートルを超える部分について10平方メートルまでごとに500円を加算した額
東区の区域内の物件	使用面積が20平方メートル以下のもの	1,000円	1,600円
	使用面積が20平方メートルを超えるもの	1,000円に使用面積20平方メートルを超える部分について10平方メートルまでごとに500円を加算した額	1,600円に使用面積20平方メートルを超える部分について10平方メートルまでごとに800円を加算した額
西区又は美原区の区域内の物件	使用面積が20平方メートル以下のもの	1,000円	1,500円
	使用面積が20平方メートルを超えるもの	1,000円に使用面積20平方メートルを超える部分について10平方メートルまでごとに500円を加算した額	1,500円に使用面積20平方メートルを超える部分について10平方メートルまでごとに750円を加算した額
	使用面積が20		

	平方メートル以下のもの	1, 100円	1, 100円
北区の区域内の物件	使用面積が20平方メートルを超えるもの	1, 100円に使用面積20平方メートルを超える部分について10平方メートルまでごとに550円を加算した額	1, 100円に使用面積20平方メートルを超える部分について10平方メートルまでごとに550円を加算した額